

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

横浜市・神奈川県

## 2 構造改革特別区域の名称

京浜臨海部再生特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

横浜市鶴見区及び神奈川区の区域の一部

(臨海部の工業地域及び工業専用地域：添付資料1 - 1、1 - 2のとおり)

## 4 構造改革特別区域の特性

当区域は、東京湾岸域の工業地帯のうち、横浜市の鶴見区及び神奈川区の臨海部に位置しており、石油精製、石油化学、鉄鋼、造船、電機、自動車など様々な業種の大規模製造業工場が多数操業しています。区域の大部分は、大正から昭和にかけて埋立られた人工島であるため、住宅等の市街地とは運河や道路等により明確に分離された、工業系用途に特化した特別な地域となっており、周辺にも様々な規模の工場や倉庫が集積しています。近年では世界最先端のゲノム科学研究を行う理化学研究所横浜研究所が立地し、関連する多数の民間研究所等が集積しつつあります。

また、特定重要港湾である横浜港、発達した高速道路網や鉄道、羽田空港などのインフラが整備されている上、長期間にわたる人材・技術・ノウハウなどの蓄積があり、背後には日本の人口の約3分の1が居住する首都圏の巨大マーケットが存在しているという産業活動上の優位なポテンシャルを有しています。

しかしながら、長い間、日本の製造業の中心として戦後の経済成長を支えてきた京浜臨海部も、産業構造の変化や経済のグローバル化に伴う生産拠点の海外移転などにより、低未利用地が大量に発生しているのを始め、過去のピーク時と比べた事業所数、従業者数、製造品出荷額等もそれぞれ「50%」「25%」「48%」(「横浜市の工業」平成12年横浜市企画局データ(臨海北部地区)による)と落ち込みが激しく、急速に空洞化が進んでいる状況です。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

京浜臨海部の産業活力の停滞は、横浜経済ひいては日本経済低迷の一因にもなっており、早急に再編整備の促進を図る必要があります。

再編整備の誘導にあたっては、従来の重厚長大型産業の単純な復活ではなく、新技術、新製品などの研究開発を促進することにより

「ゲノム・バイオ」「環境」「IT」「ナノテクノロジー」「その他の先端技術」など、今後大きな成長が期待できる産業の集積

既存立地企業の高付加価値生産構造への転換

などによる新たな産業再生の拠点を形成することが基本となります。

既に横浜市域の京浜臨海部では、「かながわ京浜臨海部活性化プラン」(平成12年3月神奈川県策定)及び「京浜臨海部再編整備マスタープラン」(平成9年2月横浜市策定)に基づき再編整備に向けた取り組みが進められています。中でも重点整備地区の一つで、研究開発拠点として先導的に再編が進められている鶴見区末広町地区(横浜サイエンスフロンティア：参考資料1)

では、ゲノム科学の拠点である理化学研究所や市大連携大学院が開設され「タンパク3000プロジェクト」や「地域結集型共同研究事業」等の国家レベルの先導的な研究が行われています。

また同地区には、地域産業集積活性化法に基づく「広域京浜地域における基盤的技術産業集積活性化計画（平成10年2月：通商産業大臣承認）」の中核施設に位置づけられ整備した2つの施設が立地し、新産業創出の拠点となっています。

1つは産学連携による共同研究の場である「横浜市産学共同研究センター」で、現在16のプロジェクト（参考資料2）が入居し研究開発を行っています。もう1つは産学共同の研究成果等の事業化やベンチャー企業の活動を支援するリーディングベンチャープラザで、平成15年4月に供用を開始し、21社のベンチャー企業等（参考資料3）が活動を始めています。

これらの施設では、

IT技術を駆使したバイオ関連技術の開発として「CG利用によるタンパク質やDNAの可視化ソフトの開発」、「構造ゲノム科学の研究成果を用いた医薬品設計」

環境関連技術として「高温化学プロセスにおける高温空気燃焼制御技術の開発」

新素材関連として「耐水性、耐熱性の高い紙素材の開発」、「高密度エネルギー蓄積材料の開発」その他「光学素材」や「結晶性薄膜」の開発など、将来新たな産業として成長が期待される技術、製品等の研究開発が取り組まれています。

また、両施設に隣接する末広ファクトリーパークでは、アナログレコード生産の国内オンリーワン企業などユニークな研究開発型企業7社（参考資料4）が平成14年から操業を開始しています。これらを含め京浜臨海部に立地する多くの工場では研究開発機能を有しており、京浜臨海部再生のために目指すべき方向性を示唆しています。

そこで、本計画では、特区による規制緩和を進めることにより、21世紀の産業を牽引することが期待されている「ゲノム・バイオ」をはじめとする新たな産業集積の動きや、研究開発機能の強化による既存立地企業の高付加価値生産構造への転換の動きを一層促進し、国際競争力のある産業の再生を進めます。

特に、ゲノム・バイオ産業については、「東京湾におけるゲノム科学の国際拠点形成」が都市再生プロジェクトとして決定されているほか、広域的な自治体連携を目指す「東京湾ゲノムネットワーク推進会議」や、産学の連携を目指す「東京湾ライフサイエンス協議会」、産学官及び人的ネットワーク形成を目指す「東京湾ゲノムベイ構想」（実施母体：「NPOゲノムベイ東京協議会」）などの取組みが重層的に進められています。横浜市が進めている産学共同研究センターやリーディングベンチャープラザなどによる新産業創出に向けた取組みや、神奈川県が進めている県下の公設試験研究機関との応用研究開発や県内企業との事業化の促進などの取組みも含め、研究開発を中心とした、広域的かつ重層的な取組みが一層加速されることは、東京湾全体のゲノム科学、ゲノム・バイオ産業の競争力を高める上で大きな意義があります。

京浜臨海部の再生には、新たなインセンティブの導入、インフラの整備、税制面での配慮などあらゆる手法を駆使することが必要ですが、特に研究開発機能の集積や工場の高度化を促進する規制緩和は欠かすことができません。法令等の規制緩和による再生モデルを京浜臨海部において全国に先がけて示すことにより、同じように経済の低迷に悩んでいる全国の工業地帯の再生の明確な道標となります。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

京浜臨海部においては、将来にわたり高度な技術開発が行われ、次世代の産業が形づくられる地域、「産業技術創造の苗床」として、企業、大学、研究所等が連携し、着想から基礎・応用研究、開発・試作、生産という一連の過程をつなぎ合わせ、新技術や新産業を創り出していく必要

があります。

そこで、国の規制緩和による特定事業と、横浜市及び神奈川県が推進する関連事業を総合的・有機的に組み合わせて展開することにより、「ゲノム・バイオ」「環境」「IT」「ナノテクノロジー」「その他の先端技術」など、今後大きな成長が期待できる産業の集積や活性化を目指すとともに、既存立地企業の高付加価値生産構造への転換を図り、当区域を国際競争力のある産業拠点として再生することを目標とします。

#### 「研究開発の促進」

- ・当地区には、世界最先端のゲノム科学研究を行う理化学研究所が立地しており、外国人研究者等受入れ促進を図る規制の特例を適用して、海外の優秀な能力を持つ研究者や技術者等の人材を受け入れ、ゲノム・バイオをはじめとした研究開発を促進します。
- ・また、外国人の永住許可要件の弾力化により外国人研究者等による研究開発活動の継続や、研究成果を活用した経営活動等の促進を図ります。
- ・理化学研究所に加え、同地区に多数立地する民間研究所においても、適用を広げ研究機能の拡充を図ります。
- ・神奈川県下には、既に20を超える理工系大学が立地していることから分かるように、大学にとって魅力が高い地域であり、今後、京浜臨海部においても「校地面積基準の引き下げによる大学設置事業」(811)等を活用した理工系大学の誘致を目指します。

#### 「産学連携の推進・創業支援」

- ・理化学研究所を中心に、市内・県内に立地する大学等研究機関がもつ研究シーズと立地企業が保有する優れた技術開発力を結び付け、共同研究、試作開発などが取り込まれるよう産学連携を推進し、新技術・新製品の開発を促進します。
- ・また、創業のための場の提供、融資、販路開拓、税制など各種相談など創業支援に取り組み、ベンチャー企業の創出、ひいては新産業の創出を目指します。

#### 「企業立地促進」等

- ・現在検討中の工場立地法等の見直し、横浜市や神奈川県の企業立地促進助成、税の軽減等のインセンティブの導入、企業立地拠点として工業団地(ファクトリーパーク)の整備やインフラ整備の検討を進め、京浜臨海部の低未利用地等へ研究開発型企业等の立地を促進します。
- ・また、京浜臨海部にふさわしい新たなエネルギー供給として、バイオマスや風力、太陽光などの新エネルギーの供給について検討してまいります。

### 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

京浜臨海部を国際競争力のある産業拠点として再生するための、当面の政策目標である約70haの低未利用地が有効活用された場合の経済波及効果を試算すると、10年間で

総投資額：約1,560億円(土地300億円・建物1,260億円)

建設投資による生産誘発効果：約1,760億円(誘発倍率1.4)

直接雇用創出効果：約3,700人

が期待される他、税の増収効果、研究開発や技術革新の促進による知的財産権の累積、消費創出効果、雇用創出効果なども期待できます。

なお、今回申請する特定事業の実施主体となる理化学研究所横浜研究所では、現在、海外の多

数の研究機関等との間で人事交流協定等（参考資料5）を締結し、31名の外国人研究者を受入れています。特定事業「外国人研究者受入れ促進事業」（501、502、503）及び「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」（504）の実施により、より一層の外国人研究者の受入れ（当研究所では、特定事業の実施により現在の3倍程度の外国人研究者の受入れを見込んでいます。）や、在留期間の延長による長期的な研究開発の促進、研究開発の成果を活かした事業活動などの展開が見込まれます。また、特定事業「特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業」（505）の実施により、永住希望のある外国人研究者が早期に永住権を取得することによっても、研究開発の成果を活かした事業活動の促進が見込まれます。

ゲノム・バイオ市場は、政府の「バイオテクノロジー戦略大綱」によれば、2010年には25兆円規模に達するものと予測され、ナノテクノロジー関連の市場規模は、（社）日本経済団体連合会の「ナノテクが創る未来社会-n-Plan21」によれば、2010年には約27兆円に達するものと試算されることから、特例措置の適用によって優れた研究開発の推進と産業集積の加速が実現することで、京浜臨海部に相当な経済的効果が得られると想定されます。

## 8 特定事業の名称

事業の詳細は別紙のとおり

該当番号	事業名
501	外国人研究者受入れ促進事業
502	
503	
504	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業
505	特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

横浜市及び神奈川県では、特区の規制緩和の効果をより高めるため、様々な施策を総合的・有機的に組み合わせて実施していきます。

< 関連事業の概要 >

事業の概要		スケジュール等
規制緩和		
全国的に行われる法律等の規制緩和	工場立地法（緑地定義・生産施設面積率等）改正	H15年度 早期に改正予定
横浜市の規制緩和	横浜市条例（臨港地区条例等）の規制緩和	条例改正に向け 検討中
インセンティブ		
企業立地促進助成	京浜臨海部工場等立地促進助成（横浜市）	平成15年度創設
	京浜臨海部企業進出・高度化促進助成（横浜市）	
	企業立地計画策定支援補助（神奈川県）	継続実施
税の軽減措置	固定資産税等の軽減（横浜市）	検討中
	不動産取得税の軽減措置（神奈川県）	平成13年度より 実施
インフラ整備検討		
都市再生予定地域の指定	都市再生基本方針（平成14.7.2）により京浜臨海部にふさわしいインフラ整備のあり方を検討中	都市再生予定地域協議会とりまとめ（6月）
個別プロジェクトの推進		
ゲノム科学推進プロジェクト	都市再生プロジェクト（H14.7.2都市再生本部決定） 「東京湾におけるゲノム科学の国際拠点形成」	H16年1月 最終報告予定
	産学官の連携による共同研究プロジェクトの実施	継続実施
産学連携推進事業	産学共同研究開発助成、産学共同研究センターの運営、交流機会の創出、リエゾン事業の推進等（横浜市）	継続実施
	公設試験研究機関との共同研究、県内企業とのビジネスマッチングの促進等（神奈川県）	
創業支援事業	リーディングベンチャープラザ（横浜新技術創造館）の開設・運用	総合的支援継続 新施設設置検討
ファクトリーパーク	中小企業工業団地の整備（大黒・生麦・末広地区）	次期事業用地を 選定中

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別紙

### 1 特定事業の名称

501,502,503 外国人研究者受入れ促進事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

以下の機関及び施設において、研究開発及び研究開発の成果を活かした事業活動を行う者

- ・ 機関：理化学研究所横浜研究所
- ・ 施設：理化学研究所横浜研究所
- ・ 分野：生物・生命科学

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日から

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

名称

- ・ 機関：理化学研究所横浜研究所（中核となる機関）
- ・ 施設：理化学研究所横浜研究所（中核となる施設）

住所

横浜市鶴見区末広町1丁目7番22号

概要

理化学研究所横浜研究所はゲノム科学技術研究センター、植物科学研究センター、遺伝子多型研究センター、免疫・アレルギー科学総合研究センターの4センターにより構成されている。

平成12年秋から、横浜市鶴見区に完成した施設において、ゲノム科学総合研究センターが研究を開始し、平成14年5月からは植物科学研究センター、遺伝子多型研究センターも同キャンパスにて研究を開始している。免疫・アレルギー研究センターについても、施設の拡充に合わせて同キャンパスに研究活動を開始していく計画である。

たんぱく質の立方構造解析において、全世界で1万件の解析が行われているが、このうちアメリカで5千件、日本で3千件の解析が行われている。日本で行われている3千件の解析のうち、理化学研究所で2500件の解析が行われている。また、理化学研究所は、ゲノム解析における11番、18番、21番の染色体の配列決定に主体的な役割を果たしている。

このように、理化学研究所は、日本におけるゲノム・バイオの分野で突出した研究開発の実績、能力を有する機関であり、本計画においても、中核的な機関として位置付けるものである。

#### (2) 事業が行われる区域

京浜臨海部

(3) 在留期間の延長を希望している外国人研究者について

研究内容	国名	人数
ゲノム科学	中国	6
	スイス	1
	ロシア	2
	イギリス	1
	韓国	1
	カナダ	1
	タイ	1
	スロヴェニア	1
	インド	1
植物科学	チェコ	1
免疫アレルギー	中国	4
	ルーマニア	1
	韓国	1
遺伝子多型	中国	2
計		24

(4) 事業の実現により実現される行為等

優秀な外国人研究者や技術専門家の招致が進み、先端的な研究開発拠点づくりの促進を図る。

また、特区内では、リーディングベンチャープラザなどの研究開発拠点が立地しており、研究開発の成果を活かした事業活動を行うための環境が整っていることから、外国人により研究成果を活かした事業活動等が実現される。

(5) 5年間の在留期間を要する理由

既に、理化学研究所横浜研究所では、上記(3)のとおり、外国人研究者を活用した研究開発が進められている。ゲノム科学等の研究は、植物による実証研究など、長期間を要するものが多く、一連の研究として実施できる研究環境を確保するためにも、現在、在留中の外国人研究者に対して、在留期間の延長を図る必要があり、5年間の在留期間を必要とする。

5 当該規制の特例措置の内容

バイオ、ゲノム等の先端的な研究開発を行うためには、国内はもとより海外の優秀な研究者や技術専門家などを招致することが重要であることから、外国人研究者等の受入れを促進するための規制の特例が必要である。中核となる機関である理化学研究所横浜研究所では、現在、多数の国の機関から31名の外国人研究者を受入れている。理化学研究所横浜研究所では、特定事業「外国人研究者受入れ促進事業(501,502,503)」の実施により、現在の3倍程度の外国人研究者の受入れを見込んでいる。

外国人研究者を活用した研究開発の促進や、外国人による研究開発成果を活用した事業活動等の促進は、横浜市及び神奈川県が進めている地元企業や公設試験研究機関等との共同研究をより一層充実させることにつながることから、関連産業の集積並びに発展に大きく貢献することが期待できる。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

以下の機関及び施設において、研究開発及び研究開発の成果を活かした事業活動を行う者及びその配偶者及び子

- ・ 機関：理化学研究所横浜研究所
- ・ 施設：理化学研究所横浜研究所
- ・ 分野：生物・生命科学

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日から

### 4 特定事業の内容

上記2の機関、施設において特定事業「外国人研究者受入れ促進事業」(501,502,503)を実施するに際し、特定事業「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」(504)を併せて実施することで、入国・在留諸申請の審査の迅速化を図り、外国人研究者等を活用した研究開発や、研究開発の成果を活かした事業活動等の促進を図る。

### 5 当該規制の特例措置の内容

申請から許可までの期間を短縮することで、早期に研究開発活動等に着手すること等が可能となることから、特定事業等に係る外国人の入国・在留申請優先処理の規制の特例が必要である。



## 別紙

### 1 特定事業の名称

505 特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

以下の機関及び施設において、研究開発及び研究開発の成果を活かした事業活動を行う者

- ・ 機関：理化学研究所横浜研究所
- ・ 施設：理化学研究所横浜研究所
- ・ 分野：生物・生命科学

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日から

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

名称

- ・ 機関：理化学研究所横浜研究所（中核となる機関）
- ・ 施設：理化学研究所横浜研究所（中核となる施設）

住所

横浜市鶴見区末広町1丁目7番22号

概要

理化学研究所横浜研究所はゲノム科学技術研究センター、植物科学研究センター、遺伝子多型研究センター、免疫・アレルギー科学総合研究センターの4センターにより構成されている。

平成12年秋から、横浜市鶴見区に完成した施設において、ゲノム科学総合研究センターが研究を開始し、平成14年5月からは植物科学研究センター、遺伝子多型研究センターも同キャンパスにて研究を開始している。免疫・アレルギー研究センターについても、施設の拡充に合わせて同キャンパスに研究活動を開始していく計画である。

たんぱく質の立方構造解析において、全世界で1万件の解析が行われているが、このうちアメリカで5千件、日本で3千件の解析が行われている。日本で行われている3千件の解析のうち、理化学研究所で2500件の解析が行われている。また、理化学研究所は、ゲノム解析における11番、18番、21番の染色体の配列決定に主体的な役割を果たしている。

このように、理化学研究所は、日本におけるゲノム・バイオの分野で突出した研究開発の実績、能力を有する機関であり、本計画においても、中核的な機関として位置付けるものである。

#### (2) 事業が行われる区域

京浜臨海部

(3) 永住を希望している外国人研究者について

国名	研究内容	研究開始日
ドイツ	ゲノム科学	02.04.01
〃	〃	01.06.01
ウクライナ	ゲノム科学	02.04.01
米国	ゲノム科学	98.10.01
イタリア	ゲノム科学	01.01.01
バングラディッシュ	ゲノム科学	02.12.01
イギリス	免疫アレルギー	02.09.01

\* 計 7名

(4) 事業の実現により実現される行為等

京浜臨海部でバイオ、ゲノム等の先端的な研究開発及びそれを活用した経営活動を行う外国人研究者等のうち、顕著な研究開発の実績等を有する者に対して、永住許可要件のうち、必要な在留実績を3年以上に短縮することで、早期に永住権を取得することが可能となる。これによって、バイオ・ゲノム等の研究開発及びそれを活用した経営活動を行う外国人研究者等のうち、顕著な研究開発の実績等を有する者が本邦に継続して在留し、研究活動、経営活動等を行うことで、バイオ、ゲノム産業の活性化に寄与する。

5 当該規制の特例措置の内容

バイオ、ゲノム等の先端的な研究開発を行うためには、優秀な人材の集積が必要である。優秀な人材を集積するためには、外国人研究者の受入れに関する特例措置と合わせて、既に、特区内でバイオ、ゲノム等の研究開発活動等に従事する外国人研究者等が継続して、本邦に在留し、研究開発活動等を行える環境を整えることが必要である。

そこで、京浜臨海部において、バイオ、ゲノム等の研究開発活動等に3年以上従事し、顕著な研究開発の実績等を有する外国人研究者等には、永住許可の要件を付与することが必要である。